

医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書

障害者総合支援法では身体・知的・精神の3障害を一元化し、障がい福祉サービスを共通した制度で提供することを規定しています。滋賀県においては、重度心身障がい者の医療費を助成しており、身体障害の程度が1級から3級に該当する方、知的障害の程度が重度に該当する方の通院及び入院に係る医療費を助成していますが、精神障がい者は対象となっておりません。

奈良県医療政策部の調査によると、精神障がい者は働くことが困難な人が多く、同じように障害者手帳を持つ身体・知的障がい者と比べ精神障がい者の就労率は低くなっています。滋賀県においても同様の実態は十分に想定でき、このような所得の低い状況にある中、精神科への定期的な通院と服薬の継続に加え、症状によっては入院加療が必要であり、また精神科以外へ受診することもあるため、他科受診全般における本人の医療費負担は増加する傾向にあります。

また、家族と同居している精神障がい者もいますが、その親も低所得や高齢である場合などには、家族にとっても医療費の負担は重いものとなっています。

よって、滋賀県においては、精神障がい者を重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とするため、障害者総合支援法の理念に則り、精神障がい者に等しく必要な措置を講じ、また県から国に対しても財源措置を求めるなどの必要な支援を要請していただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 3月23日

近江八幡市議会議長 北川 誠次

滋賀県知事 三日月 大造 殿